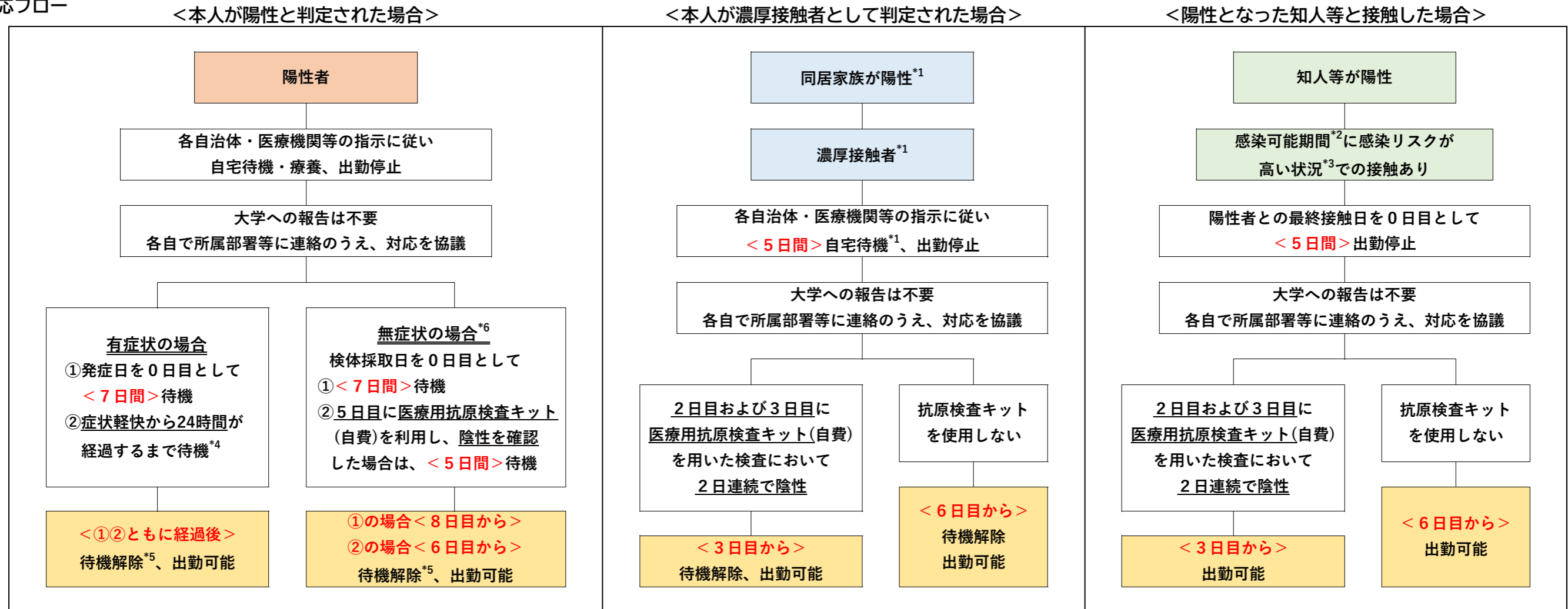


【教職員】新型コロナウイルス感染症の陽性者および濃厚接触者等と判定された際の対応について

1. 基本事項

- (1) 本学教職員は、新型コロナウイルス感染症の陽性者、濃厚接触者<sup>\*1</sup>として判定された場合、または陽性者となった知人等と感染可能期間<sup>\*2</sup>に感染リスクが高い状況<sup>\*3</sup>において接触があった場合、「2. 対応フロー」に基づき対応する。
- (2) 所属長は、当該教職員に対して、出勤停止、在宅勤務、特別休暇等の指示を行う。

2. 対応フロー



- \*1 同居家族は、感染可能期間<sup>\*2</sup>に接触のなかった者および感染対策がとれていた者を除き、原則濃厚接触者となる。濃厚接触者の待機期間は、陽性者の発症日（無症状の場合は検体採取日）または陽性者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として5日間（6日目解除）である。
- \*2 感染可能期間とは、感染者が有症状の場合には症状が発現した日の2日前から、感染者が無症状の場合には検体を採取した日の2日前からとする。
- \*3 感染リスクが高い状況とは、お互いにマスクなし、または感染者がマスクを着用せず、手が触れる距離で15分以上会話をした状況をいう。（陽性者との飲食が特にリスクが高い）
- \*4 発症日を0日目として6日目までに症状が軽快した場合、7日目まで待機し、8日目から解除。7日目以降に症状が軽快した場合、症状軽快から24時間後まで待機。（例：7日目で症状軽快…7日目から24時間後の8日目まで待機し、9日目から解除）
- \*5 有症状の場合は解除後も10日間、無症状の場合は解除後も7日間、それぞれ経過するまでは、検温など各自で健康状態を確認する。
- \*6 当初は無症状であったが、療養中に症状が出てきた場合は、症状が発現した日を発症日とし、【有症状の場合】の基準に沿って療養する。

<参考>

- ・【京都府HP】新型コロナウイルス感染症の陽性となった方へ <https://www.pref.kyoto.jp/kentai/corona/youseisha.html>
- ・【京都市HP】新型コロナウイルス感染症と診断された方・濃厚接触者となった方へ <https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000294318.html>